

企業経営者・経理担当者の皆さま

2026年度末までに紙の手形・小切手の

全 面 的 な 電 子 化



政府は、2026年までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しております。金融界は、2026年度末までに紙の手形・小切手から電子的決済サービス(※)への移行を強力に推進しています。紙の手形・小切手から電子的決済サービスへの移行をご検討ください。

(※) 電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込

### 電子化のメリット

✓ 印紙税や取引先への  
郵送料等が不要

✓ どこでも利用でき、煩雑  
な事務負担を軽減

✓ 盗難・紛失の心配が  
なく、災害にも強い

コスト



事務負担



リスク



動画で分かる  
全面的電子化への取り組み

詳しくはこちら



# 電子的決済サービスをご利用いただくと

## 支払企業



### コスト削減

取引先への郵送料がかかりません。手形の電子化を図ると、印紙代の削減になります。



### 事務負担軽減

手形・小切手の振出作業や郵送作業など、支払に関する面倒な事務負担が軽減されます。



### リスク低減

現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、災害にも強いです。



## 受取企業



### コスト削減

領収書が不要になり、印紙代の削減になります。また、郵送料がかかりません。



### 事務負担軽減

領収書の作成、手形の保管・管理、取立依頼事務などは不要です。



### リスク低減

現物がないため、紛失や盗難の心配がなく、取立忘れもなくなります。



### 資金繰りの円滑化

支払期日に自動入金されます。また、電子記録債権は必要な分だけ分割して利用可能です。



さらに



場所を選ばず利用可能

非対面・非接触での決済取引が可能で、取引先・金融機関・郵便局等に行く必要がありません。

## 電子的決済サービスの導入までの流れ(支払利用の場合)

STEP 1

### 検討・体験デモ

コストメリットの試算や、会計システム、支払手続変更の要否などを確認します。金融機関が提供している体験デモもご活用ください。



STEP 2

### 取引金融機関へご相談

取引金融機関にご相談ください。専門スタッフを派遣するなどのサービスを提供する金融機関もあります。ITに不慣れな方は、導入をサポートしてもらうこともできます。



STEP 3

### 導入

取引金融機関への申込、社内の事務手続や管理手順の見直しなどを行い、導入の準備は完了です。



STEP 4

### 取引先企業へのご案内

取引先企業に電子記録債権やインターネットバンキングによる振込への切替えを案内し、振込先の口座情報等、必要な情報を確認すれば、利用開始です。

